

## 宇城市不知火美術館 施設の使用について

宇城市不知火美術館の管理及び運営に関する規則に基づき、施設の使用について下記の通り定めます。

※主催者の方は以下の注意事項を出品者・搬出入者・関係者に徹底させてください。

### 1. 対象

一般の個人・グループ・団体で、販売を目的としたものではない展覧会。

### 2. 展示内容

・創作活動（絵画、デザイン、彫刻、工芸、書、写真、版画、映像作品、立体物、インスタレーションなど）の発表

・展示室内全体(常設コーナーを除く)に展示ができ、会期中常時展示が可能な個人・団体

### 3. 展示場所

展示会場第1室、展示会場第2室

### 4. 貸出期間

原則として1展覧会につき1週間。月曜日(休館日)に搬入・飾り付けをし、火曜日~日曜日の6日間を展示期間とします。

最終日の閉館後に撤収。(ただし、月曜日が祝休日の場合は期間を月曜日までとします。この場合、次の展覧会の搬入・飾り付けは火曜日となるので、時期によっては、会期日数が変わることがあります。)

他、企画展示の日程によって会期日数が変わることがあります。

### 5. 開館時間

平日・日曜日・祝日…午前9時から午後6時まで(展示室入室は午後5時30分まで)

土曜日……………午前9時から午後9時まで(展示室入室は午後8時30分まで)

※土曜日の夜間開館(午後6時から午後9時まで)が難しい場合は美術館にご相談ください

### 6. 休館日

展示入替日と、メンテナンス時に展示室閉室

### 7. 会場使用料(1日当たり)

	入場料無料	入場料有料
展示会場第1室(奥)	2,800円	4,300円
展示会場第2室(手前)	2,400円	3,700円

(例)1週間 6日間使用の場合

$$5,200 \times 6 \text{日} = 31,200 \text{円}$$

※ 使用料は令和4年以降、美術館が再開した後にお支払いください。

お支払いの締め切りは展示日の2か月前までとなります。

## 8. 申し込み方法

- (1) 施設を利用する者は、利用開始の1年前から30日前までに、「不知火美術館施設利用許可申請書」を教育委員会に提出し許可を受けてください。
- (2) 施設の使用許可を受けた者で、使用の中止または内容を変更する場合は、利用の30日前までに、「不知火美術館施設利用変更等申請書」を教育委員会に提出してください。

## 9.施設使用に際する提出書類について

- (1) 展覧会用ポスター(3枚)、ポスター画像データ、参考作品画像データを展覧会開催の2か月前までに提出してください。
- (2) 別紙「美術館施設使用計画書」を展覧会用ポスター提出時に併せて提出してください。
- (3) 計画書、告知物は令和4年4月以降の美術館開館後に提出してください。

## 10. 搬入、搬出について

- (1) 搬入・飾り付けは展示日前日に実施します。午前8時から18時の間で行ってください。
- (2) 搬出は、展示最終日の午後6時から午後7時までとします。
- (3) 搬出入の出入りは中央裏口、または荷解き場からお願いいたします。出入りの場所は状況に応じて係員が指示いたします。
- (4) お車でお越しの方は建物裏側の駐車場をご利用ください。
- (5) 決まった搬入・搬出日時以外での作品の搬入・搬出及び美術館での作品、及び梱包資材の保管は出来ません。
- (6) 搬入、搬出の際には、館内混雑が予想されるため作品はまとめて運ばれるようにお願いします。また、搬入、搬出の際の交通整理については、主催者側において係員を出して整理にあたってください。
- (7) 特に荷解き場から搬出入を行う際は、収蔵作品保護のため出入りを1時間以内に収めていただくようご協力ください。
- (8) 搬入 搬出の際には、事務所に来て係員の指示を受けてください。また、必ず会場借用の責任者が展示・撤去作業終了まで立ち会ってください。
- (9) 備品・用具等の使用を希望される場合は、別紙「美術館施設使用計画書」を提出のうえ、係員の指示に従ってください。なお、ヒートン、Sカン、「ひつつき虫」などについては、主催者で準備してください。
- (10) 借用した展示用具は、種類別に数を確認のうえ、元の場所に返却してください。
- (11) 会場設営時、作業用としてタワー・脚立等を使用される際には係員の指示に従うとともに、使用者の責任のもと、転落防止等安全管理には十分注意してください。  
作業者の確保が必要な場合は、主催者側での手配をお願いします。なお、作業中の事故等については一切責任を負いかねますのでご了承ください。

## 11.利用許可の取り消し、停止

次の各項に該当するときは、施設の利用許可を取り消し、または施設の利用を許可しないことがあります。

- (1) 宇城市不知火美術館条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

## 12 その他

- (1) 許可された場所以外は使用しないでください。告知用ポスター・看板等を持ち込む場合は係員の指示に従って掲示してください。
- (2) 会場内での生花の展示・陳列及び水物の使用は禁止します。
- (3) 美術館の許可を得ずに会場での制作 加筆 実演はご遠慮ください。
- (4) 展示会場内での飲食、喫煙、飲酒、は禁止されています。
- (5) 使用中に生じた施設・設備の汚損については、主催者の責任で原状に復帰してください。
- (6) 釘、粘着テープは使用しないでください。キャプションは、出来る限り「ひつつき虫」でとめてください。また、会場内にポスター等を掲示する場合の糊・テープ類の使用も禁止とします。
- (7) 室外に漏れるような音量は他のお客様のご迷惑になりますのでお控えください。
- (8) 展示期間中は閉館まで受付、および監視の方をお願いします。夜間開館中など、在室が難しい場合は事前にお申し出ください。
- (9) 展示期間中は展示会場内に受付を配置し、入場者数を記録してください。（「実施報告書」に入場者数を記入して提出していただきます）。
- (10) 展示物の事故、盗難等についての責任は負いません。主催者側が不在の際においても責任を負いかねますのでご了承ください。
- (11) 貴重品金品は各自で厳重に保管してください。
- (12) 芳名録、ペン、当番表が必要な時は、主催者で準備してください。
- (13) 使用の許可を得た団体が、別の団体に使用権利を譲渡することはできません。
- (14) 展示期間中に展示団体による講演会やワークショップなどのイベント開催を行うことができます。詳しくはお問い合わせください。
- (15) 令和 4 年度以降は、規約の内容が変更になる場合があります。その場合は新しい規約のもとでの展示運営をお願いいたします。
- (16) 故意または過失により施設、備品、所蔵資料などを破損、または滅失した場合、それによって生じた損害を美術館が指示する方法で賠償していただきます。